

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年3月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第20号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程（2021年12月規程第24号）の一部改正

(改正前)	(改正後)												
<p>(教員活動評価の結果等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に規定する教員活動評価の総合評価とは、対象要素別評価の結果に重点配分を乗じて得た点数の合計を算出し、職位ごとに対象教員の点数分布図を作成し、当該対象教員の位置づけ、別表の基準により、評価するものをいう。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="204 813 743 1059"><thead><tr><th>パーセンタイル</th><th>評価ランク</th></tr></thead><tbody><tr><td>95以上</td><td>S</td></tr><tr><td>70以上95未満</td><td>A</td></tr><tr><td>20以上70未満</td><td>B</td></tr><tr><td>5以上20未満</td><td>C</td></tr><tr><td>5未満</td><td>D</td></tr></tbody></table>	パーセンタイル	評価ランク	95以上	S	70以上95未満	A	20以上70未満	B	5以上20未満	C	5未満	D	
パーセンタイル	評価ランク												
95以上	S												
70以上95未満	A												
20以上70未満	B												
5以上20未満	C												
5未満	D												

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。